

# 相続時精算課税制度と贈与税非課税措置等の経緯

改正年度	相続時精算課税制度関係	非課税措置等
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続時精算課税制度の創設 (対象者) 贈与者：65歳以上、受贈者：推定相続人で20歳以上</li> <li>○住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の創設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与者の年齢制限無し</li> <li>・特別控除額を(2,500万円に)1,000万円上乗せ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅取得等資金に係る贈与税額の計算の特例(5分5乗方式*)の廃止</li> </ul>
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の創設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与者が60歳以上であれば、相続時精算課税制度を選択可</li> <li>・特別控除額を(2,500万円に)500万円上乗せ</li> </ul> </li> </ul>	
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定同族株式等に係る特例の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人版事業承継税制の創設</li> <li>○住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の創設 (非課税金額)500万円</li> </ul>
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅取得等資金に係る特別控除の上乗せ措置の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の拡充 (非課税金額)最大1,500万円</li> </ul>
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続時精算課税制度の拡充                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与者の年齢要件を60歳以上に引き下げ</li> <li>・受贈者に20歳以上の孫を追加</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育資金の一括贈与に係る非課税措置の創設 (非課税金額)1,500万円</li> <li>○直系尊属から贈与を受けた場合の特例税率の創設</li> </ul>
平成27年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>○結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設 (非課税金額)1,000万円</li> <li>○住宅取得等資金の非課税措置の拡充 (非課税金額)消費税等率10%の住宅は最大3,000万円</li> </ul>
平成30年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人版事業承継税制(10年間の特例措置)の創設</li> </ul>
令和3・4年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅取得等資金の非課税措置の拡充(R3)・延長(R4) (非課税金額)R3改正：最大1,500万円、R4改正：最大1,000万円</li> </ul>

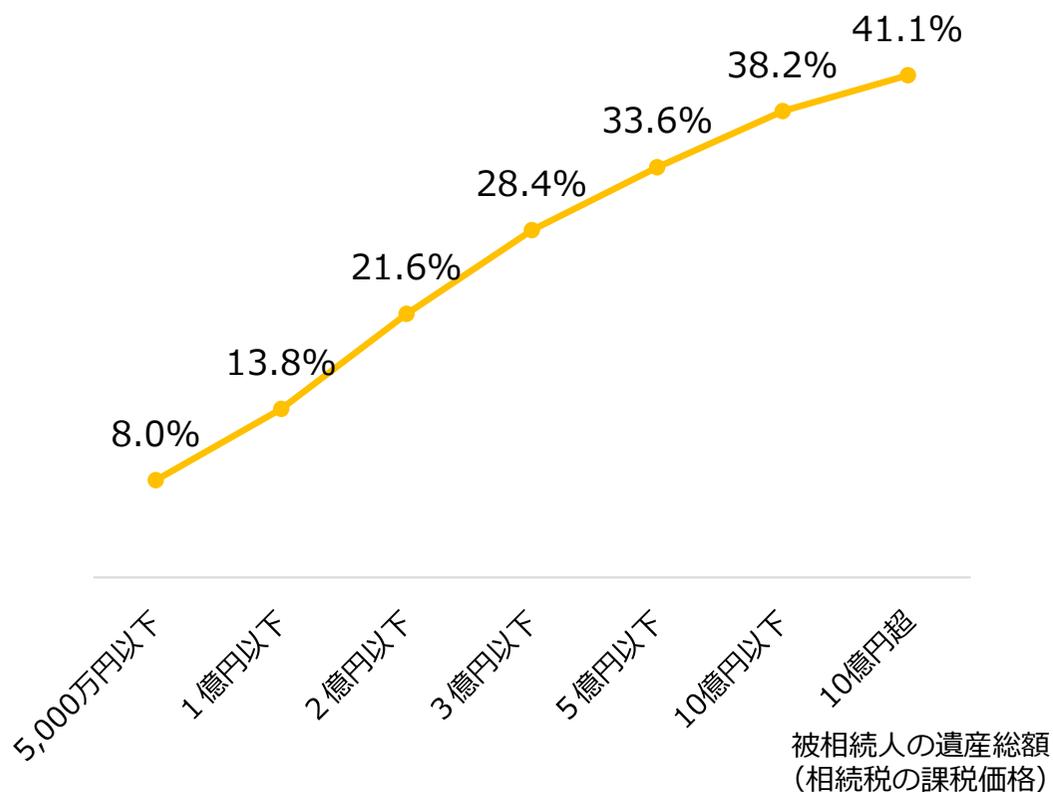
※ 受贈年を含む向こう5年分の基礎控除を前取りし、550万円(110万円×5年)を非課税(なお、平成13年度改正前は基礎控除60万円のため、300万円(60万円×5年)を非課税)。また、550万円を超え1,500万円までの部分について税率を軽減(当該部分を5で割って算出した課税価格に税率をかけて5倍したものが納付税額)。

- 1 相続時精算課税制度
- 2 暦年課税による相続前の贈与の加算**
- 3 贈与税の非課税措置

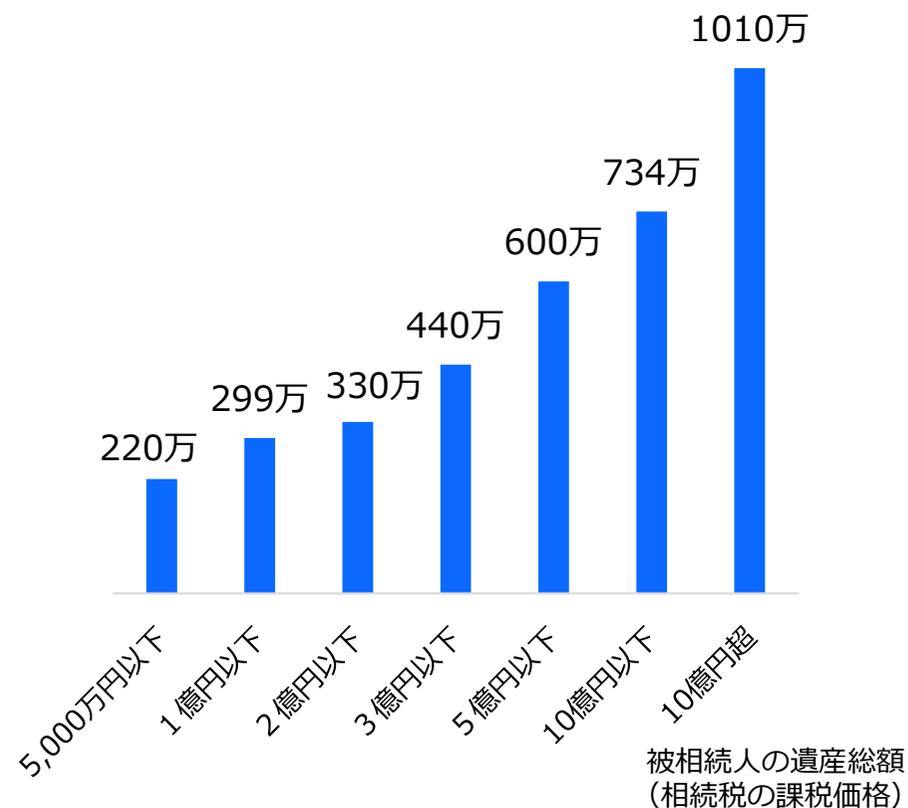
# 暦年課税による相続前の贈与の加算の状況

- 実際の相続税の申告データを基に、相続税の課税価格階級別に、暦年課税による相続前3年間の贈与が加算されている割合（左図）と、加算額の中央値（右図）を示したもの。
- 被相続人の遺産総額が大きくなると、加算割合、加算額ともに増加する傾向が見られる。

■ 相続前の贈与が加算されている割合



■ (加算があった場合における) 加算額の中央値



(備考) 令和元年分の相続税の申告データを基に作成。

(出典) 主税局調べ。

## 第2部 答申の理由及び説明

### 第5章 負担の適正化に関する検討

#### 第4 財産の移転形態の相違による税負担軽減の防止のための措置

##### 1 必要性

相続税及び贈与税については、贈与を巧みに利用することにより同額の財産を相続人その他の者に取得させる場合においても、異なった負担となる。これを防止するためには、贈与については、それがなかつたものとして相続の際に一括して課税するという案も考えられるが、税務執行上殆ど不可能なことであろう。

このようなことから、贈与については、ある一定の期間内のものを累積して課税し、また、相続開始前長期間内の贈与は、これを相続財産に加えて課税するような制度がとられている。

#### 4 検討と結論

- (1) (中略)しかし、生前中における分割贈与により相続税負担の回避が行われることは、税務行政の可能な範囲内において、防止されなければならない。相続又は贈与があつた場合に5年程度さかのぼつて調査することは、税務調査のうえにおいても当然必要なことであり、また税務の現状からも可能なことと認められる。
- (2) 以上のような観点に基いて、相続税については、すでに述べたように相続開始前5年以内に被相続人からの贈与により取得した財産は、これを相続財産に加算し、また、贈与税については、5年以内の同一人からの贈与は累積して課税することが適当である。

## 加算期間の考え方（当時の資料）

### ◎ 昭和33年「改正税法のすべて」（P84）

今回のこの改正は、従来この制度が生前贈与に係る財産の価額で課税価格に加算するものの期間を相続開始前二年以内としていたのを三年以内に延長して存続したものである。

本来この制度が設けられた趣旨は、生前における分割贈与による相続税負担の軽減を図ることを防止するためのものであつて、これを徹底すると被相続人の一生を通じてその贈与財産を累積してこれを相続財産に加算し、相続税額を計算することがよいのであるが、現実の問題として一生を通ずる贈与財産を累積することは税務執行上極めて困難なことであり、このためかえって不合理な結果となることも考えられるので、今回の改正による相続税負担の一般的軽減を機として負担の合理化のためその期間を、通常被相続人が相続税の問題を考え、財産を分割贈与することが行われると考えられる三年程度をとらえることが適当であるとの見地から一年延長したものと思われる。

### ◎ 「相続税」桜井四郎著【昭和34年出版】（P233）

すでに述べたように、贈与税は、相続税の補完税としての役割をもつものであり、できうべくんば、贈与税の負担は、可及的にその者の相続税の負担と等しくすることが望ましい。この意味においては、その者が一生を通じて被相続人から贈与により取得した財産の価額を累積し、これを相続財産の価額に加算して相続税額を計算することが考えられるが、そのようなことは理想であつて、到底実現することはできない。そこで、税務執行の上に可能な限り、被相続人の生前の贈与財産を相続財産にとりこんで相続税額を計算しようとすることは、諸外国においてもとられている制度で、わが国では、その期間を三年としているのである。

# 相続税制度改正に関する税制特別調査会答申（抄）

昭和32年12月  
税制特別調査会

## 第1部 答申

### 第1 相続税改正の方針

#### 4 税務執行への期待

租税は、税制がいかに合理的なものであつても、その執行の適正を期しえなければ公正な負担を実現することは到底不可能である。相続税及び贈与税については、これらの税が所得税や法人税のように毎年繰り返して課税されるものと異なり、相続の開始又は贈与の際に課税されるものであることから、その負担の適正であることが特に要請される。

相続税又は贈与税の負担の適正は、課税対象となる財産のはあくを十分にするとともに、財産評価の適正をえてはじめて実現されるところである。

**相続税及び贈与税の税務執行の現状をみると、遺産分割の状況の調査について相当の問題が提起されているほか、財産のはあく及び評価の困難から相続税及び贈与税の負担についてアンバランスが生じており、必ずしも満足すべき状況にあるとは認められない。**

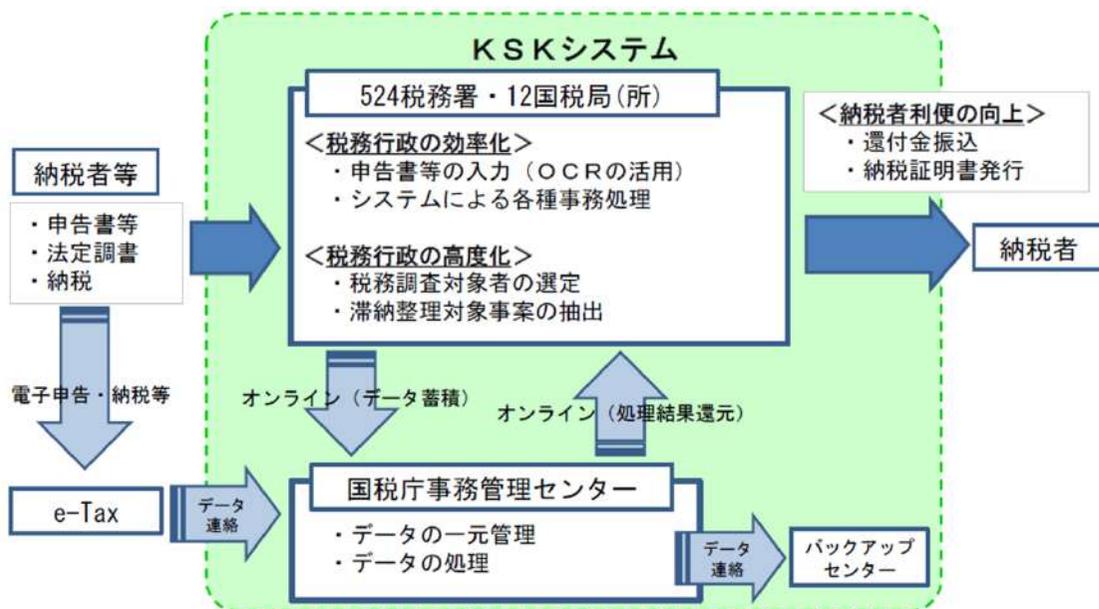
相続税制度についての当調査会の答申が実現された場合には、相続税の課税最低限は大幅に引き上げられ、中小財産階層の負担はかなり軽減されることとなり、その結果相続税の納税者も著しく減少することとなろう。税務当局は、これにより生じた税務の余力を課税財産の調査及び評価の適正化のためにふりむけ、**現在、調査が最も困難であると認められる預貯金、無記名債権等不表現財産のはあくについてより一層配意する**とともに、同族会社の株式の評価等の適正化を期すべきものとする。

また、公平な負担の実現のためには、税務当局における努力だけでは十分でなく、どうしても納税者の誠実な申告納税と相まって、税務当局における調査のための資料の収集について関係者の積極的協力が必要である。相続税又は贈与税は、その性質から、これらの税に関する知識の普及についてもかなり困難なことが予想されるが、納税倫理の高揚と関係者の税務調査への協力を特に要請したい。

# 税務行政のデジタル化

- 2001年に、KSKシステムが全署で導入され、納税者情報の一元管理が可能となっている。
- e-Taxの導入（贈与税：2012年～、相続税：2019年～）により、納税者も、過去の申告情報をデータで管理することが可能となっている。

## ■ 国税総合管理（KSK）システムの概要



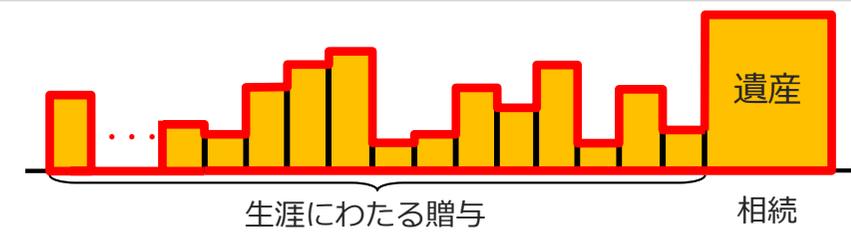
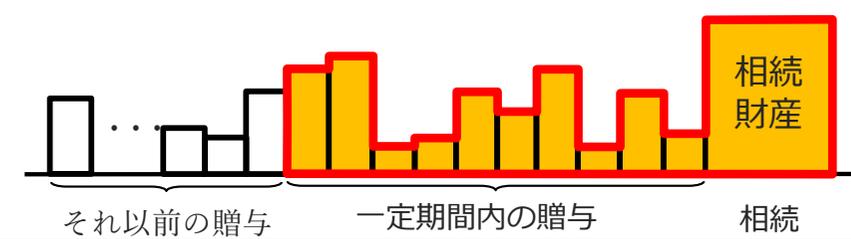
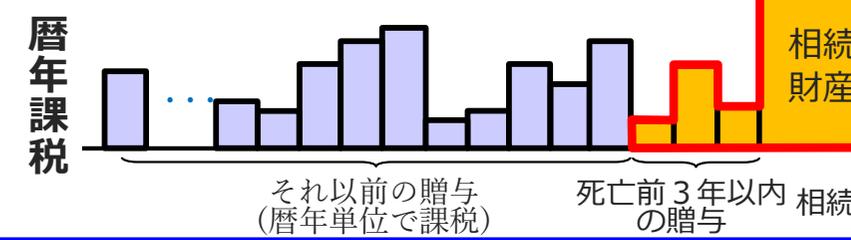
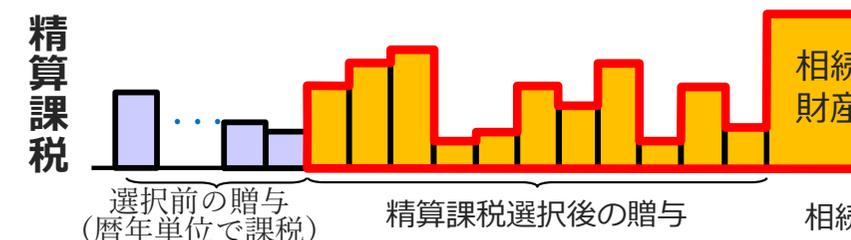
## ■ e-Taxによるメリット



(出典) 2022年度財務省行政事業レビューにおける国税庁資料

(出典) 国税庁「税理士の方へ はじめてみませんか？相続税申告のe-Tax！」

# 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

<p>米 (遺産課税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>生涯にわたる贈与 相続</p> <p>に遺産税（相続税）を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額（納付済の税額）は遺産税額から控除</p>	<p>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に <b>中立的</b></p>
<p>独・仏 (遺産取得課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は統合されており、②一定期間の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>それ以前の贈与 一定期間内の贈与 相続</p> <p>に相続税を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額（過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額）は相続税額から控除</p>	<p>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に <b>中立的</b></p>
<p>日本 (法定相続分課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系で、②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税</p>  <p>暦年課税</p> <p>それ以前の贈与（暦年単位で課税） 死亡前3年以内の贈与 相続</p> <p>に相続税を課税</p> <p>※死亡前3年間の贈与に対応する税額（納付済の実額）は相続税額から控除（控除不足額は還付しない）</p>	<p>生前贈与と相続では税負担が大きく異なる</p> <p>資産移転の時期に <b>中立的でない</b></p>
<p>日本 (精算課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系だが、②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>精算課税</p> <p>選択前の贈与（暦年単位で課税） 精算課税選択後の贈与 相続</p> <p>に相続税を一体的に課税</p> <p>※選択後の累積贈与分に対応する税額（納付済の実額）は相続税額から控除（控除不足額は還付）</p>	<p>選択後は生前贈与と相続で税負担が一定</p> <p>資産移転の時期に <b>中立的</b></p>